



下水道用プラスチック製管きよ更生工法

JIS A 7511 : 2014

平成 26 年 7 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	河野 広 隆	京都大学
(委員)	阿部 道 彦	一般社団法人日本建築学会(工学院大学)
	綾野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会(岡山大学)
	宇治 公 隆	公益社団法人土木学会(首都大学東京)
	木幡 行 宏	室蘭工業大学
	小林 延 房	一般社団法人日本建設業連合会(飛島建設株式会社)
	清水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	鈴木 一 雄	全国生コンクリート工業組合連合会
	須田 久美子	鹿島建設株式会社
	棚野 博 之	独立行政法人建築研究所
	西田 礼二郎	一般社団法人セメント協会
	真野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	利藤 房 男	公益社団法人地盤工学会(応用地質株式会社)
	渡辺 博 志	独立行政法人土木研究所

主務大臣：経済産業大臣、国土交通大臣 制定：平成26.7.25

官報公示：平成26.7.25

原案作成協力者：国土交通省国土技術政策総合研究所

(〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地 TEL 029-864-4753)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会(部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：土木技術専門委員会(委員会長 河野 広隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者、経済産業省産業技術環境局 国際標準課[〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] 又は国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課[〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL 03-5253-8111(代表)]にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 記号及び略語	5
4.1 記号	5
4.2 略語	5
5 更生管の要求性能	6
5.1 自立管の要求性能	6
5.2 複合管の要求性能	6
6 更生管の設計	6
6.1 既設管の健全度評価	6
6.2 自立管の設計	7
6.3 複合管の設計	7
7 更生材製造段階における要求事項	7
7.1 材料	7
7.2 一般特性	7
7.3 材料特性	7
7.4 適用可能範囲	7
7.5 機械的特性	7
7.6 物理的特性	8
7.7 表示	8
7.8 要求事項の確認	8
8 更生管施工段階における要求事項	8
8.1 材料	8
8.2 一般特性	8
8.3 材料特性	9
8.4 適用可能範囲	9
8.5 機械的特性	9
8.6 物理的特性	9
8.7 追加的特性	9
8.8 要求事項の確認	9
9 施工管理	9
9.1 既設管きよの前処理	9
9.2 部材の保管、取扱い及び輸送	9

	ページ
9.3 施工	9
9.4 既設人孔及び取付管への接続	9
9.5 機器	10
9.6 文書化	10
附属書 A (規定) 密着管による更生 (自立管) に関する要求事項	11
附属書 B (規定) 密着管の形状記憶能力の測定方法 (PE 管)	15
附属書 C (規定) 現場硬化管による更生 (自立管) に関する要求事項	17
附属書 D (規定) 現場硬化管の曲げ試験方法	24
附属書 E (規定) ら旋巻管による更生 (複合管) に関する要求事項	34
附属書 JA (規定) 組立管による更生 (複合管) に関する要求事項	39
附属書 JB (参考) ら旋巻管及び組立管の接合部の試験方法	43
附属書 JC (参考) 下水道用プラスチック製管きよ更生工法の設計手法	47
附属書 JD (参考) 各工法における追加的特性の要求値及び試験方法	69
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表	72
解 説	82

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣、国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

下水道用プラスチック製管きょ更生工法

Plastics piping systems for renovation of sewerage networks

序文

この規格は、2010年に第1版として発行された**ISO 11295**、2009年に第1版として発行された**ISO 11296-1**、2009年に第1版として発行された**ISO 11296-3**、2009年に第1版として発行された**ISO 11296-4**、及び2011年に第1版として発行された**ISO 11296-7**を基とし、国内における更生工法の要求性能などの事情を踏まえ、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE**に示す。

1 適用範囲

この規格は、下水管路施設における更生工法のうち、以下の工法に関する要求性能、設計及び施工について規定する。

- ・密着管による更生（自立管構造）
- ・現場硬化管による更生（自立管構造）
- ・ら旋巻管による更生（複合管構造）
- ・組立管による更生（複合管構造）

この規格の要求事項は、しゅん工時点の更生管がこの規格に記述された要求項目に対し劣らないという条件であれば、下水道用プラスチック製管きょ更生工法に新技術を使用することを阻害するものではない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 11295:2010, Classification and information on design of plastics piping systems used for renovation

ISO 11296-1:2009, Plastics piping systems for renovation of underground non-pressure drainage and sewerage networks—Part 1: General

ISO 11296-3:2009, Plastics piping systems for renovation of underground non-pressure drainage and sewerage networks—Part 3: Lining with close-fit pipes

ISO 11296-4:2009, Plastics piping systems for renovation of underground non-pressure drainage and sewerage networks—Part 4: Lining with cured-in-place pipes

ISO 11296-7:2011, Plastics piping systems for renovation of underground non-pressure drainage and sewerage networks—Part 7: Lining with spirally-wound pipes (全体評価：MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。